

平成26年度第3回
札幌市国民健康保険運営協議会

議 事 録

平成27年2月2日（月）午後6時開会
札幌市役所本庁舎 6階 1号会議室

札幌市国民健康保険運営協議会

1 日 時

平成27年2月2日（月曜日）午後6時～午後7時12分

2 場 所

札幌市役所 6階 1号会議室
中央区北1条西2丁目

3 出 席 者

（1）運営協議会委員（14名のうち出席者13名）

ア 公益代表

高橋 修、芝木 厚子、小沼 肇子、武者 加苗

イ 被保険者代表

石井 美枝子、石田 励、甲斐 基男、高田 安春

ウ 保険医または薬剤師代表

大道 光秀、大西 良近、長谷川 恒彦、五十嵐 利幸

エ 被用者保険等保険者代表

小林 敬

（2）市 側

保険医療部長、保険企画課長、保険事業担当課長、国民健康推進担当課長他

4 議事録署名委員

高田 安春（被保険者代表）、武者 加苗（公益代表）

5 審議事項

議案第1号 平成27年度国民健康保険会計予算について

議案第2号 平成26年度札幌市国民健康保険会計補正予算について

6 報告事項

報告第1号 医療保険制度改革骨子について

1. 開 会

●保険企画課長 皆様、お疲れさまでございます。

定刻となりましたので、今年度3回目の運営委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、また、足元が悪い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

保険企画課長の毛利でございます。

会場は、もうすぐ暖房が入るやに聞いてございますが、寒いものですから、上にいろいろなものを羽織っていただいてもよろしいかと思っておりますので、体を壊さないようにご参加いただければと思います。

本日の出席者の確認をさせていただきましたところ、お1人がまだお見えになっていませんが、14名全員のご出席をいただくというご連絡をいただいております。したがって、当協議会は定足数に達してございます。

なお、小沼委員は、所用によりまして、7時ごろに退席の予定と伺ってございます。

まず、本日の資料の確認をさせていただきます。

きょうは、お手元に3点用意をさせていただいております。

まず、議題1と書かれましたA4横のホチキスどめをした平成27年度国民健康保険会計予算案について、議題2と書かれてございますA4判横の1枚物の平成26年度札幌市国民健康保険会計補正予算案の概要、さらに、報告事項1のA4判縦のホチキスどめをしています医療保険制度改革骨子と書かれたものでございます。

全てお手元でございますでしょうか。

2. 保険医療部長挨拶

●保険企画課長 それでは、開会に当たりまして、保険医療部長の岩井よりご挨拶を申し上げます。

●保険医療部長 皆様、こんばんは。保険医療部長の岩井でございます。

恐縮ですが、着席させていただきます。

本日は、夜分ご多忙の中、さらにはお寒い中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから本市国保事業につきまして、ご理解とご協力を賜っておりますことに、この場をおかりしまして改めて厚く御礼申し上げます。

さて、この後にご説明申し上げますが、政府の社会保障制度改革推進本部は、去る1月13日、医療保険制度改革骨子を決定いたしました。今後は、現在、開催中の通常国会に関係の法案を提出するものとお聞きしております。また、年末には、27年度税制改正大綱が出されまして、国保に係る改正も盛り込まれております。

本日の会議では、来る2月12日招集予定の第1回定例札幌市議会に議案として提出いたします平成27年度国民健康保険会計予算案と平成26年度国民健康保険会計補正予算案についてご説明させていただきたいと思っております。また、報告事項といたしまして、

先ほどの医療保険制度改革骨子についても簡単なお説明を予定しております。

限られた時間ではございますが、どうか忌憚のないご意見を賜れば、まことに幸いです。

最後に、委員の皆様のご任期についてですが、本年5月31日までとなっていることから、現委員の皆様による運営協議会は、今後、緊急の案件等がない限り、本日が最後の予定となっております。この間、委員の皆様から多くの貴重なご意見をいただきましたことに対しまして改めて感謝申し上げたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

●保険企画課長 それでは、今後の進行につきましては、高橋会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3. 議事録署名委員の選出

●高橋会長 皆さん、こんばんは。

それでは、始めます。

初めに、議事録署名委員の指名を行います。

今回は、高田委員と武者委員にお願いいたします。

4. 議 事

●高橋会長 きょうは、議事が2件と報告案件が一つです。議事については、いずれも予算にかかわるものです。

それでは、まず、議事第1号の平成27年度札幌市国民健康保険会計予算案について、事務局より説明をお願いいたします。

●保険企画課長 それでは、議題1と書かれた資料をごらんいただきたいと思います。

平成27年度の予算案についてでございます。

札幌市全体の来年度の予算案につきましては、先週の1月26日に、市長が記者会見で発表したところでございます。国保会計の予算を含めまして、12日招集予定の定例市議会に提案をする運びになってございます。

資料をお開きいただきまして、まず、下の3ページをごらんいただきたいと思います。

左側に予算総額の推移を載せてございます。上のグラフが予算でありまして、ここ3年は2,000億円ちょっとで推移してございました。しかし、27年度は2,300億円と、約11%の増を見込んでおります。

なぜ急にそれだけ伸びるかについては後ほど説明いたしますが、グラフの下に書いてありますとおり、保険財政共同安定化事業がございまして、これは、高い医療費が発生したときのために、市町村が掛金を出し合って備えておこうという、いわば再保険事業ですが、その事業規模が拡大されることによるものでございます。

2ページにお戻りいただきたいと思います。

左側が歳入、右側が歳出を項目別に積み上げたものです。

まず、左の歳入です。

保険料については387億円で、対前年度比6.8億円の減となっています。世帯数が29万6,000世帯から29万1,600世帯に、4,400世帯の減となることに伴うものです。収納率は、91.0%から91.5%に上がると見込んでございます。

次に、お隣の歳出をごらんいただきたいと思います。

上から二つ目の療養給付費・療養費・高額療養費等ですが、対前年度比21.5億円減の1,366億円と見込んでございます。その下にありますとおり、1人当たりの医療費は、36万9,000円から37万1,000円へ、約2,000円ふえることによるものですが、被保険者数が大幅に減る見通しでございまして、トータルをいたしますと減になるというふうに見込んでございます。

戻りまして、左の歳入です。

上から、二つ目と三つ目が国からの国庫支出金、北海道からの道支出金です。これは、今ご説明した医療費に連動いたしますので、対前年度で減少いたします。

また、一つ飛ばしまして、前期高齢者交付金です。これは、65歳から74歳の方が全国平均以上いる保険者に対して平均以下のところからもらうものです。65歳から74歳の加入者は急ピッチでふえてございますので、それに伴って増となっております。

その下は、今回の予算を1.1%ふやしている主たる要因の共同事業交付金です。先ほど説明いたしましたとおり、高い医療費がかかるもの、具体的には1レセプト30万円を超える医療費が発生したときのために備えている再保険事業ですが、来年度からは30万円のラインがなくなり、全ての医療費が対象になってくるので、必然的に事業規模が拡大いたします。このため、対前年度比264億円、プラス100.4%というのは、倍増という意味ですが、事業規模が倍増いたします。

こちらは、歳入ですので、再保険事業の保険金を受ける側となります。再保険ということですから、払う側もあります。それは、歳出のほうの上から三つ目の共同事業拠出金となりまして、歳入と同額の528億円を置いてございます。予算上は528億円を掛けて528億円の保険金をもらうという、収支とんとなを見込んでございます。

また、歳入の大きいところでは、下から二つ目の一般会計繰入金の227億円がございしますが、これは4.5億円の微増となっております。これについては、後ほどご説明いたします。

続いて、3ページの右側です。

制度改正の内容を入れてございます。

一つ目は、先ほどご説明いたしました再保険事業の拡大、二つ目は、保険料の限度額が上がるということ、三つ目は、保険料の割引の対象が広がるという内容でございます。いずれも政令事項でして、政令改正に伴って本市の条例も改正する方向で考えてございます。

続いて、4 ページです。

歳出の6割を占める医療給付費についてです。

左下のグラフの1人当たりの医療費に書いていますとおり、青色の棒グラフですが、予算がふえております。ただ、その上になります、被保険者数が減ってございまして、トータルで見ると、右側の図の青色のグラフの医療費、赤色のグラフの給付費とも減を見込んでおります。

続いて、5 ページです。

医療費適正化の推進、収納対策の推進という、国保財政の健全化に向けた両輪についてです。

医療費適正化については、特定健診・特定保健指導の受診率や実施率の向上に向けた取り組み、あるいは、レセプト点検やジェネリックの促進といったような取り組みを継続していこうとするものです。

収納対策については、新年度にタイヤロックを含みます自動車の差し押さえを新たにスタートさせるほか、財産調査につきましても、財産調査対象世帯や調査先を拡大していくこととしています。また、保険サービス員制度やペイジーと言うキャッシュカードだけで口座振替の手続きができるものについても継続していきます。

口座振替につきましては、加入時に口座振替を徹底していく方向で、現在、調整しております。

続いて、6 ページ、7 ページです。

こちらは、保険料の関係になります。

左上の図が医療分と支援金分で、下の図が介護分となります。これは、1世帯当たりの保険料をお示ししてございます。

上の図の医療分と支援金分については、必要な保険料は、27年度で18万3,794円です。ただ、1世帯当たりの保険料を15万1,543円で据え置いておりますので、不足する3万何がしについては、一般会計から繰り入れを受けます。下の介護分については、必要保険料と加入者の皆さんでご負担いただく額が一致しております。

続いて、7 ページです。

こちらは、収納関係です。

現年度分の全体分では、91.01%から91.48%へ、0.47ポイント上がると見込んでございます。このうち、一般分については、その隣にグラフでお示ししておりますが、17年度から一貫して上がってございまして、27年度は91.10%と、赤い三角のところですが、26年度の決算見込みは91.02%で、これをやや上回るものと見込んでございます。また、滞納繰り越し分については、14%から16%へ、2ポイント上がるものと見込んでございます。

続いて、8 ページです。

こちらは、一般会計繰入金でして、繰り入れを大きく三つのジャンルに分けております。

一番下は事務費でして、毎年、40億円程度で推移しております。

その上は制度分の繰り入れでして、全国的な制度に基づいて行われる繰り入れになります。その多くは、低所得世帯の保険料を割り引く仕組みとして、7割、5割、2割の軽減の仕組みがございますが、それで保険料収入に穴があく部分を一般会計の繰り入れで埋めるものです。

これについて補足をしますと、埋める額については、その4分の3が北海道から交付されまして、4分の1の市費と合わせて国保会計に繰り入れをしてもらっております。

その上の80億円については、札幌市独自に保険料を抑えるために繰り入れてもらっている分です。先ほど、18万何がしと15万何がしの間の3万何がしが繰り入れという説明をさせていただきましたが、その3万何がしかの加入世帯全体のトータルとなります。

これら三つを積み上げた繰り入れ額全体が227億円であり、26年度予算から4億円ほどの微増となっております。

9ページは、参考でつけさせていただきますが、国保の財源フレームでございまして、後で再度ごらんいただければと思います。

説明は、以上でございます。

●高橋会長 ありがとうございます。

平成27年度の国保の予算案について、ご質問、ご意見等がございますでしょうか。

●大道委員 保険財政共同安定化事業は、前は30万円だったのが、今度は全額ということで、これは北海道市町村国保を均一化させるという目的なのですか。

●保険企画課長 医療費については、均一化されることとなります。

●大道委員 それは、平成30年度の道の全体を見越してということですね。

●保険企画課長 広域化の観点が出る前に決まっていたことではございますが、その方向と一致しております。

●高橋会長 ほかに何かございますか。

●武者委員 ことしの予算ではないのですが、再来年度以降、定率国庫負担金が32%から減らされると先日伺いました。所得水準に応じてということですが、これでいくと、札幌市の場合ほどのくらい減らされるのでしょうか。

●保険企画課長 減らされるということを前回申し上げましたでしょうか。

●武者委員 国保新聞にも載っていましたが、きょうの医療保険制度改革骨子にも載っていますので、どうなるのかなと気になったのです。

●保険企画課長 ごらんいただいているのは、報告事項1というものでしょうか。

●武者委員 報告事項1の4ページの③です。

その32%という数字は、先ほど説明していただいた資料の9ページの給付費の財源構成のところに出てくる32%という数字とどう違うのかと思いました。

●保険企画課長 非常にわかりづらいのですが、これは国保組合という別の団体のものとして、例えば、建設業やお医者様など、そういった方々の業界で持っている組合がござい

まして、そのお話になります。

我々市町村が運営している国民健康保険に対する国費について削減するというお話は、今のところ、聞いておりません。

●武者委員 わかりました。ありがとうございます。

●高橋会長 そうすると、国保というのは、組国保と市町村の市町村国保の二つがあるということなのですか。

●保険企画課長 はい。

●高橋会長 一般的には、国保というのは、地域保険だと言われているけれども、医師国保など、職域的なものが入っていると考えていいのですか。

●保険企画課長 はい。

国民健康保険法にも市町村国保と国保組合の両方が規定されておりまして、どちらかという、国保組合のほうは職域的な色合いが強いかというふうに考えます。

●高橋会長 骨子については、また後でご説明いただけるということですが、27年度の予算のほうは、いかがでしょうか。

ことは選挙年ですが、骨格予算との関係でどんな感じになるのですか。

●保険企画課長 国民健康保険会計につきましては、ほとんど影響はございません。

●高橋会長 政策予算ではないということですか。

●保険企画課長 はい。

●甲斐委員 資料の5ページの収納対策の推進についてです。

財産調査の拡大のレベルアップということで、財産調査対象世帯及び調査先の拡大とありますが、具体的にどういうことを考えられているのでしょうか。

●保険事業担当課長 保険事業担当課長の西村と申します。

これまでも財産調査は行っていたのですが、各区役所によってどういった金融機関に調査を行うかは独自に判断していた部分もございました。ただ、最低限主要な金融機関等には照会をかけましょうということで、調査する金融機関の範囲を拡大することです。

●大道委員 対象世帯はどうですか。

●保険事業担当課長 どうしても滞納額の大きいところから財産調査をするという考え方になってしまいがちですが、やはり、額の大小ではなく、滞納が生じた段階で財産調査を行うべきで、そういった意味で財産調査対象世帯がふえることになります。

なぜ財産調査を拡大していくかというと、納付資力をしっかりと見きわめたいからです。納付資力がある方や財産がたくさんある方については、滞納処分ということになりますし、資力が少ない方については、分割で払っていただいたりいたします。そういった納付資力に応じた対応をきちんとやっていきたいということで、財産調査を拡大します。

●大道委員 予算書8ページの一般会計繰入金予算費で、制度分や事務費分があるのですが、予算の繰入金をこのように色分けする意味があるのでしょうか。前からこのよ

うな資料はあったのでしょうか。

それから、もう一つですが、制度分の保険基盤安定費分とは具体的にどういうことでしょうか。

●保険企画課長 前からこのようにしていたかなと記憶してございますが、制度分というのは、全国どこの市区町村でもくまなくやられている国の制度にのっとったものでございまして、上の80億円は札幌市が独自にやっております札幌市のカラーでございまして、

また、保険基盤安定費分と書かせていただいたものについてですが、この107億円のうちの80億円は、先ほど申し上げた7割、5割、2割の軽減によって穴のあく部分を埋めているものでございます。もう一つに十数億円のものがあるのですが、それと合わせて保険基盤安定費分と言っております、我々の業界用語でございまして、

●石田委員 5ページの収納対策の自動車の差し押さえ（タイヤロックを含む）の実施についてです。新規と書いてありまして、確かに初めて聞く方策だなと思っております。

これをやろうというのは、どういうところから考えつかれたのでしょうか。興味がありますので、お願いします。

●保険事業担当課長 札幌市の国保としては初めての取り組みになりますけれども、例えば税のほうやほかの市町村国保では、自動車の差し押さえが行われております。状況を見ていると、非常に効果を上げているということで、札幌市としても取り組みたいという考えでございまして、

一般的には、預貯金や生命保険、給与などの差し押さえが主体となりますけれども、そういった財産がない方も中にはいらっしゃいます。そういった場合には、自動車の差し押さえも選択肢として考えたいところでして、今回、新たに組み込んでみようということになりました。

●石田委員 わかりました。ぜひ、頑張ってくださいたいと思っております。

それから、同じページの下の方に、口座振替について、ペイジー口座振替受け付けサービスとありますね。確かに、市で発行している国保の手引にも載っているのですが、ペイジーという言葉はなかなかぴんとこないですし、日本語化させるにはまだちょっと早いような気がするのですが、簡単な言葉でよろしいのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

●保険事業担当課長 一般にご説明するときにはキャッシュカードだけで口座振替の申し込みができる仕組みであると説明しております。ペイジーという言葉にはまだなじみがないかと思いますが、こういう制度のものですから、資料に記載するときにはこのように記載しております。

●石田委員 わかりました。

それでは、予算のことに关しましてお聞きします。

今度は、都道府県への一本化ということで、札幌市の国民健康保険も全道と一緒になると思うのですが、保険収入や保険事業などは各市町村でばらばらだし、特に保険料につき

ましてはいろいろとあるかと思えます。しかし、札幌市としましては、今度の医療改革に対してリーダーシップをとってスムーズに移行していただきたいと思っております。

それに対してはいろいろと研究されているかと思えますが、この予算の歳出の中に、そういった対策やその研修などの項目がどこかにあるのでしょうか。それともそういうものはなく、全体でやっていくということになるのでしょうか。

以上のことをお聞きしたいと思えます。

●高橋会長 後で骨子を説明していただくので、内容については、その中で説明していただくことにいたします。ただ、委員のご質問にあった予算の中でそういう取り組みについての科目計上をしているのかについてはお答えいただければと思えます。

●保険企画課長 広域化が平成30年度とやや先でございますので、それに向けた研修についての経費計上はございません。また、先だということに加えて、詳細な中身もわかっておらず、我々として研修ができるレベルに到達していないところもありまして、そういった経費は計上してございません。

ただ、広域化については、我々市町村あるいは政令市からするといかがなものかという点もございまして、例えば、政令市でタッグを組んで、国に対して物を言っていくといったようなことも実際にやってございまして、そういったことのために出かけていくといった諸経費については、2ページ一番上の総務管理費に入れてございます。

●石井委員 予算とは直接関係ないのですけれども、収納にかかわることです。

市で委託している徴収員の方が保険料を徴収した場合、市へ保険料を入れる方法といたしますか、例えば、夜間に徴収したお金などはどのような取り扱いをしているのか、お聞きいたします。

●保険事業担当課長 区役所に金庫がありまして、その日のうちにその金庫に必ず入れて、翌日、金融機関に払い込みます。保険サービス員という外勤専門の職員ですけれども、いろいろ回ってお金をもらいますが、その日のうちに区役所に寄って現金を保管することになります。

●石井委員 そうしますと、夜間でもそういうお金を扱う方が区役所にいらっしゃるということですか。

●保険事業担当課長 夜間金庫でして、人がいなくても外側から入れることができます。金融機関の夜間金庫と同じようなものをイメージしていただければいいと思えます。お金を入れると、絶対にとれない仕組みになっています。

●石井委員 それでは、納付書と一緒に入れるということですね。

●保険事業担当課長 はい、そうです。

●石井委員 わかりました。

もう1点は、お願いがあります。

健診を受けた後の結果についてです。

先ほど、これを見ると、そういう窓口があって、結果に対する相談を受けることができ

るようになっているのですけれども、健診の案内の書類の中に記載されていなかったような気がします。それは、いかがですか。

●国保健康推進担当課長 国保健康推進担当課長の松野と申します。

健診結果についてです。

通常の場合は、医療機関なりにおいでいただいたときに、その医療機関でお受け取りになるか郵送なりでお受け取りになるような仕組みになっています。こちらでやっている健診結果説明会は昨年度から始めたのですが、今年度は、各区で1地域ぐらいつつ、地域と一緒に健診をやりましょうという地域のモデル地区みたいなものをつくりました。そして、健診結果説明会ということで日時を設定しまして、結果をお渡しし、保健師から詳しい内容を説明しております。

来年度も各区で1カ所ずつぐらいを想定していきまして、全市に一度に広がるというようなことまでは今の段階では難しいかと思っております。

●石井委員 そうしますと、全市的なものではなくて、まだ試みの段階ということですか。

●国保健康推進担当課長 そうです。モデル的な感じのものです。

●石井委員 そうですか。

結果についてすごく不安になることが多いので、そういう窓口へ行って、自分のかかりつけの病院でとりあえず聞くのです。そうすると、この数値はすごく厳しいよとお医者さんが言ったり、これは気にすることはないよと言われてたりするのですけれども、結果のデータを見ると、何か不安に駆られるような結果もあるので、そういうことを相談する窓口というのが必要だと思っていたのです。

これからは全市的にやっていただきたいと思います。

●国保健康推進担当課長 セカンドオピニオンではないですけれども、今おっしゃられたように、かかりつけ医さんが健診の結果についていろいろとおっしゃっていただいたものについて、ほかの方のご意見をということであれば、お住まいの区の保健師にご相談いただくのアドバイスやご説明というのは今でもいろいろとやっておりますので、気軽に区にご相談をいただければと思います。

●高田委員 高田です。

財産調査の拡大のところで、1点お伺いしたいと思います。

これは無理なのかなと思うのですが、調査先はあくまでも世帯主だけなのですか。例えば、所得はなくても、配偶者の方に預貯金がたくさんあるという場合があると思うのですが、そういった場合も含めて、世帯主のみとなるのでしょうか。

●保険事業担当課長 世帯主だけでございます。

●高田委員 わかりました。

●高橋会長 一つ伺います。

8ページの一般会計の繰入金についてです。

先ほどご質問がありましたけれども、保険料軽減対策分、制度分、事務費分等となって

いて、法定内、法定外の一般会計の繰り入れだという言い方を聞くのですけれども、主として法定外とは言いづらいのかなと思うのです。制度になっていないと言ったらおかしいのですけれども、制度として予定されていないようないわゆる一般に法定外と言われるのは、この濃い茶色の部分ということでよろしいのですか。

●保険企画課長 全く同一ではないのですけれども、ニアイコールというふうにお考えいただいて結構だと思います。

例えば、下の米印にありますけれども、地方単独事業費分は制度分に入れてございますが、これは法定外の扱いでございます。これは何かといいますと、札幌市で独自に子どもや重度障がいの方、ひとり親の世帯などに医療費の助成をしてございます。しかし、医療費を助成するのは医療を誘引する要因となるという理由で国のお金がカットされることがありまして、4億円ほどカットされていますが、その分を一般会計の繰り入れで埋めております。

これは、この中では制度分に入れていますが、法定外か法定内かという区分けですと、法定外になります。

●高橋会長 法定外ではやはりまずいのですね。要は、一般財源で、札幌市民全ての方の財源となるべきものが国保の被保険者のみに使われるということで、やむなくやっているということであると思います。しかし、今後、骨子についての説明で財源対策を厚くするという国の動きもあるようですので、完璧に解決するのかどうかなど、見通しなどについて、おわかりだったら伺いたいと思います。

ほかに何か質問はありますか。

●武者委員 二つあります。

まず、収納対策についてです。

口座振替の誘導を行うというのは私がずっと言っていたことで、文章にはなりませんでしたが、口頭で方針をいただきましたので、それは非常にありがたいですし、続けていただきたいと思っています。

予算ではなくて、決算のことについてです。

昨年度の札幌市の広報で昨年度の決算がわかりやすくイラストで掲載されていたかと思うのですが、国保会計については全く赤字がないという表現があったのです。市の会計で黒字とか赤字だ、そして、それがいいとか悪いというのは少しふさわしくないかと思っています。また、ほかの特別会計も赤字ではないというような表現があるのですけれども、国保会計が赤字でないという、一般会計からこれだけの繰入金がある中で、赤字ではないという表現はちょっといかがかなと思います。これは担当が違うかもしれませんが、そういったことについて意見を言うような機会はないのでしょうか。

または、医療保険部としては、国保会計が赤字でないと言い切れるのかについて、非公式で構いませんので、教えていただければと思います。

●保険企画課長 意見を言う場については、今おっしゃっていただきましたので、私ども

としては受けとめたいと思います。

この赤字かどうかの概念といいますか、そもそも一般会計繰入金をどう考えるかについてはいろいろな考え方がございます。私どもとしてはバランスをとっているというふうを考えてございますが、保険料を下げるのではなく、据え置いて、不足する部分を一般会計からいただいているという札幌市全体としての予算だという認識でおりまして、これを是としているわけでございます。先ほど会長からは後でとおっしゃっていましたが、一般会計繰入金については、それも含めて国保会計として決算を打っておりまして、赤字か黒字かといえば、収支はとんとんだという事実を申し上げるしかないかなというふうに思っております。

●武者委員 それでしたら、広報担当の方にぜひお伝えいただきたいのですけれども、赤字でないというような表現は市民に誤解を与えるのではないかと思います。

また、この会議が終わりましたら、恐らく今年度の予算が札幌市の広報等でまた公開されると思うのですけれども、そういう紛らわしい表現は将来的にもやめていただければ、一つの進歩なのではないかなと思います。

●保険企画課長 赤字、黒字の表現は別にして、意見は承りたいと思います。

ありがとうございました。

●高橋会長 議事第1号について、ほかに何かありますか。

(「なし」と発言する者あり)

●高橋会長 それでは、この件については、了承することにいたします。

それでは、議事第2号の26年度の補正予算案について、事務局から説明をお願いいたします。

●保険企画課長 それでは、議題2という1枚物のペーパーをごらんいただきたいと思っております。これは、本年度、平成26年度の補正予算案でございます。

この補正予算案につきましても、今日12日に招集予定の定例市議会に提案する予定です。ただ、今ご審議いただきました来年度の予算案につきましては、市長の記者会見にて既に発表しておりますが、この補正予算案につきましてはまだ発表してございませんで、本日が表に出るものとしては初めてであり、今週の木曜日あたりから議会の各会派に説明するものとなります。

内容といたしましては、国庫支出金の超過交付、もらい過ぎがありましたので、これをお返しするというものです。

これには、大きく二つあります。

まず、一つ目が療養給付費等負担金です。

これは医療給付費の多寡に応じて国から交付されるものですが、その年度には概算で交付され、翌年度に精算するという仕組みになってございます。25年度分については、最終的な精算の結果、概算で交付された金額が16億7,100万円ほど多かったため、この金額をお返しいたします。

それから、裏面になります。

国の特別調整交付金です。

この特別調整交付金には、メニューがいろいろとあるのですが、下の枠囲みの参考のところの1行目に書いてございますが、非自発的失業者に係る特別調整交付金がございます。この非自発的失業というのはいわゆるリストラですが、その場合には、2年間、所得を7割カットして保険料を計算するという仕組みがございます。そのカット分により穴があきますので、国から特別調整交付金としてもらえることになっています。それを図示したものがそこに書いているものです。

頭に戻りますが、この交付金の申請の際の一般被保険者数の算定に錯誤がございまして、結果として多くもらってしまったというものをお返しするもので、これが1,400万円ほどとなります。ずっと下に下がっていただいて、補正額合計16億8,600万円を補正予算案として市議会に提案したいということでございます。

●高橋会長 ありがとうございます。

議事第2号について、ご質問やご意見等は何かありますでしょうか。

これは、要は政策判断なしに機械的にやるということなのですか。

●保険企画課長 そうですね。

●高橋会長 誰が何と言ったって、こうやらざるを得ないということなのですね。

●保険企画課長 1点目については、精算をした結果、差が出ますが、今回はお返しをするものだったということです。

2点目については、錯誤というご説明をいたしましたけれども、以前使っていたものと異なる算定方法に改めることに伴うものでございます。

●高橋会長 補正予算案について、ほかにご質問、ご意見は何かありますか。

(「なし」と発言する者あり)

●高橋会長 なければ、この補正予算案については了承いたします。

最後に、報告事項の医療保険制度改革骨子についてご説明をお願いいたします。

●保険企画課長 報告事項1と書かれた資料をごらんいただきたいと思います。

これは、1月13日に、総理をトップとし、関係閣僚も入っている社会保障制度改革推進本部で決定されたものです。政府では、この骨子に基づきまして、今開かれております通常国会に必要な法案を提出するというふうに聞いてございます。ただ、市町村国保以外のことにも触れられておりますので、市町村国保に限って説明させていただきます。

まず、1の国民健康保険の安定化です。

一つ目の丸は、財政基盤の強化に関することです。

来年度、平成27年度から1,700億円、さらに、29年度からはもう1,700億円、トータルで3,400億円を、29年度以降は、毎年度、新たに国保に投入するとしてございます。

二つ目の丸は、広域化に伴う役割分担についてです。

平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体になるとされています。これまで、29年度というふうに言われておりましたが、30年度になったようでございます。さらに、2段落目の「具体的には」という6行で書かれているところがありますが、ここには都道府県と市町村の役割分担が書かれていまして、この文面から推察いたしますに、恐らく、市町村では今とほぼ同じ仕事をするようになるのではないかと考えております。

2ページは、市町村国保に直接関係いたしませんので、飛ばします。

3ページの5の個人や保険者による予防・健康づくりの促進ですが、この一つ目の丸が関係するようです。

加入者の予防や健康づくりに向けた取り組みに応じて、その加入者に対してヘルスケアポイントを付与する、あるいは、保険料への支援等について、これは金銭給付という意味だと思いますけれども、そういったことができることをはっきりさせることのように思います。具体的なことは何もわかってございません。

それから、3ページの6の負担の公平化等です。

①入院時食事療養費等の見直しとありますが、これは入院時の食事代の見直しです。今、1食の負担が260円となっていますが、段階を経て460円にしようというものです。入院患者の方に1食200円、1日600円をご負担いただくものです。

それから、4ページです、

②紹介状なしで大病院を受診する場合の定額負担の導入です。上から4行目に「例えば」とありますが、そういう場合には5,000円から1万円だということが今後検討されるようでございます。

①と②のような制度改正を通じまして、少しでも国保の給付費が適正化されていけばというふうに考えております。

国保の関係分は以上となりますが、先ほど会長からお話ございました基盤強化と申しますか、財政的なお話については、1ページにございますとおり、3,400億円が29年度以降入ってくる見通しだということでございます。一般会計繰り入れとの関係がどうなるかについては個々の市町村がお考えになるということだと思います。

一般会計の繰入金、法定外の繰入金については、厚生労働省の試算では全国ベースで3,500億円ほどあるというふうに試算されております。ですから、この3,400億円については、厚労省はそうは言っていないようですが、非常にニアなものですから、そういったことも考えてのことなのかと我々は推察しております。

しかし、その3,400億円がどういうルールで各市町村に振り分けられるかについてはこれからのことをございまして、全国の市町村に入ったからといって、法定外の繰り入れが皆無になるかという、そうはなかなかならないのではないかと推察されます。

●高橋会長 ありがとうございます。

それでは、今の医療保険制度改革骨子について、ご質問やご意見等がありますでしょうか。

先ほどのご説明だと、市町村が実施する業務は今とほとんど変わらないというお話でしたが、1ページの丸の二つ目の「平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり」というくだりがあり、その下には都道府県と市町村のいろいろな役割の分担についての大きなことが書かれているのです。何回読んでもわかりづらいのですけれども、都道府県が財政運営の責任主体となりというのは、どんなふうに考えたらよろしいのでしょうか。

今、国民健康保険自体は、市町村で完結しているのですね。しかし、今度は、都道府県が入ってきて、広域化するという趣旨が今回の改正のメインだと思うのです。そういう中で、運営の責任主体となりとっていますけれども、実際には市町村が今までどおりやるとなると、何がどう変わるのかがよくわからないのですけれども、市として、もし想定なり想像できることがありましたら、教えていただけますか。

●保険企画課長 恐らく、都道府県が市町村に分賦金を課して、それを集めるという意味での財政運営ということだとは思いますが。ただ、最終的な責任がどこに行くかということ、分賦金を負担する側になるのだろうかというふうに思っていますので、私どもとしても、この文意についてははかりかねているところがございます。

●高橋会長 いわばトータルを見て、そして各市町村の医療費のレベルを見たり、所得を入れて、各市町村の割り勘を決めて徴収するという格好ですね。

そうすると、財政運営についても、先ほどの3,400億円が入ったことによって、全体的な数字で見ると、いわゆる法定外の一般会計分くらいは国の国費で手当しているというふうに思われるけれども、それ以外のところは何にも変わらないと思うのです。

もう一つに、3,400億円をこういうふうの実額でうたってしまっていますが、これからは医療費が必ず増大していくのです。しかし、その部分についての手当が何ら言及されておらず、今の時点での全国の法定外が3,500億円程度ありそうだとすることで、3,400億円を手当しようということでは、改革の一時期だけの財源的な措置にしかすぎなくなるのです。これでは、多分、都道府県は、そう簡単にうんとは言わないのではないかなという気がします。その辺はいかがですか。

●保険企画課長 知事会の動向については余り詳しく承知してございませんが、私どもとしても、今、会長がおっしゃったように、今後の医療費のこと、あるいは、今の保険料水準を考えたとしても、被用者保険と大分乖離があるという現状もございますので、それを勘案すれば、その3,400億円で十分とは到底考えられないと思っして、私どもとしても、この財源措置については極めて不十分だというふうに認識しています。

●高橋会長 1ページの一番下の4行目に「市町村ごとの分賦金の額は、市町村ごとの医療費水準及び所得水準を反映する」とありますから、一つは、年齢構成が高くて医療費が一般的に高い、あるいは、所得が低い方が多いなど、そういうことを勘案して分賦金を定めるということですが、こういうことをいろいろと考慮すればするほど、今と何も変わらないような形にどんどんなっていくのではないかと思うのですけれども、どうですか。

●保険企画課長 おっしゃるとおりだと思います。

●高橋会長 今、改革しようとしているのに、水をかけるようなことを言って申しわけないのですが、何かの大きな動きはあったけれども、結果として出てくるものがどんどん小さく収れんされて、今と余り変わらないような形になり、今まで国民皆保険の要諦ということで国保が支えてきた基盤が結果的には何も十分評価されないままで制度改正に移るといのは非常に残念な感じもします。

●保険企画課長 我々もこの改革骨子を拝見いたしまして、非常に危機感を持っています。先週も政令市の会議などがありました。そういった場でも国に対して物を言っているのではないかというようなことも申し上げております。最終的に、政令市がまとまったの行動になるかどうかは、20市の考えもあり、お約束はできませんけれども、札幌市としてはこれに満足しているわけではございませんので、国に対してこれでは済まないぞという姿勢を引き続き見せていかなければならないというふうに思っています。

●高橋会長 この改革骨子について、ほかにご意見等はございますでしょうか。

いずれにしても、これはもうすぐに決まってしまうのです。今やっている通常国会で法律を出すのです。

●保険企画課長 法案が提出されるのは2月の下旬から3月の上旬とお聞きしてございますが、かなり骨格的なものだろうと思います。

具体的には、保険者支援制度の拡充での1,700億円と後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴う1,700億円という二つあるのですが、後段のものは保険者努力支援制度という仕組みを新たに国がつくって、そういうメニューにどれだけ市町村が乗っかっているかに応じて配分されるようです。

そういったことは法律の中身にはならないようですから、政省令でのレベル、あるいは、もっと下のレベルになるかと思っておりますので、法案が出るとはいつでも巻き返しのチャンスはまだあるのではないかと思います。

●高橋会長 ほかにいかがでしょうか。

●高田委員 今のお話を聞いていますと、市町村と都道府県に分けただけで、結果的にたくさんのお金がかかってしまうのではないかなということが懸念されます。

せっかく市町村で一生懸命努力してやっていたのに、財政運営の部分だけを道に持っていき、そこに国からの配分金も入るということですが、市町村に実際にどういうふうにお金が配分されてくるかも全くわからないような状況ですね。ですから、雰囲気としては、二つに分けたことによって、被保険者の負担がもっとふえるのではないかなという気がするのです。これについてはどのようにお考えになっているかはわからないのですけれども、私はそのように思うのですが、いかがでしょうか。

●保険企画課長 保険料負担がどうなるかについては、北海道からの分賦金がどうなるかに直結する問題でございまして、今のところ、何とも申し上げられません。被保険者の皆さんにとってはそこが一番興味のあるところだろうとは思いますが、私どもも情報不足で、何とも申し上げられないところでございます。

●高橋会長 分賦金で足りないと、道が法定外の一般会計から繰り入れてくれるようなことでもやってもらえるといいのですけれども、金庫が空っぽだと言っていますので、期待できないですね。

それでは、制度改革骨子についてもいろいろと意見が出ましたが、これは、今後、しっかり見守っていかなければならない動きではないかなと思います。

きょうの議題、あるいは、それ以外で、皆さんからご意見等はございますでしょうか。

●石井委員 とても小さいことかもしれないのですけれども、今回送っていただいた会議の案内が大きいA4判の封筒だったのです。1枚の会議案内でしたが、これは82円で届くものでしょうか。

●保険企画課長 経費の関係は大事なことです。以後、気をつけたいと思います。申しわけございませんでした。

●高橋会長 皆さんからほかに何かありませんか。

先ほどのお話ですと、特別で緊急のことがない限り、このメンバーでは今回が最後だということですので、言い残したことなどがあれば、どうぞ。

(「なし」と発言する者あり)

●高橋会長 司会進行をさせていただきましたけれども、皆さんから大変活発なご意見をいただき、本当に楽しい会議でした。議事録などを見ると、随分脱線しており、削りたいところも多々ありましたけれども、活発にみんなで議論できてよかったなと思っています。

これからも、市の方々には、市民の方々が十分健康で長く暮らせるような保険運営についてご尽力いただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

5. 閉 会

●保険医療部長 皆様、大変お疲れさまでございました。

冒頭にご挨拶を申し上げましたが、委員の皆様には、本日を含めまして、この2年間、本当にいろいろと貴重なご意見をいただきましたことに重ねて感謝申し上げたいと思います。

なお、公益代表、保険医または薬剤師代表、被用者保険代表の委員の方につきましては、改めて推薦の依頼をさせていただくこととなりますので、その節はよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、委員の皆様の今後のご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げて、私のご挨拶としたいと思います。

本当にどうもありがとうございました。

以 上